

## 自立支援給付で受けられるサービス (65才以上の方は介護保険制度の適用が優先されます。)

サービス	内	容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時及び外出先において、視覚的情報の支援、移動の援護等必要な援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス	内 容	
訓練等給付	<b>自立訓練</b> <small>(機能訓練・生活訓練)</small>	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	<b>就労移行支援</b>	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	<b>就労継続支援 (A型・B型)</b>	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	<b>共同生活援助 (グループホーム)</b>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	<b>自立生活援助</b>	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
地域相談支援給付	<b>地域移行支援</b>	入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います。
	<b>地域定着支援</b>	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います。
<b>計画相談支援給付</b>	<b>計画相談支援</b>	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います。